

平成二十四年度復興庁令第三号

福島復興再生特別措置法施行規則

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）及び福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第十五号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、福島復興再生特別措置法施行規則を次のように定める。

（福島復興再生計画の認定の申請）

第一条 福島県知事は、福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第一による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 法第五章第一節及び法第六章第一節の規定による規制の特例措置の適用を受ける主体の特定状況の状況を明らかにすることができる書類

二 法第七条第九項の規定により聴いた関係市町村長（福島復興再生計画（同条第一項に規定する福島復興再生計画をいう。次号において同じ。）と同条第九項各号に掲げる事項を定めるとする場合にあつては、関係市町村長及び同項各号に定める者）並びに同条第五項第一号及び第七項第二号に規定する実施主体の意見の概要

三 法第七条第十項の提案を踏まえた福島復興再生計画についての同条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

四 法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第十一条第一項の規定による提案と併せて法第七条第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案に係る書類の写し

五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類（法第七条第六項の復興庁令で定める分野）

第二条 法第七条第六項の復興庁令で定める分野は、次に掲げるものとする。

- 一 航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）若しくは小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。）の開発、製造又は使用に関連する分野
- 二 再生可能エネルギー源（法第七条第二項第六号に規定する再生可能エネルギー源をいう。）の利用及びエネルギーの利用の高度化のための事業に関連する分野
- 三 環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する高度な技術に関連する分野
- 四 健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定する健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出をいう。）を図る事業に関連する分野
- 五 宇宙の開発に関する技術開発の実施及びその成果の実用化の促進を図る事業に関連する分野

（認定福島復興再生計画の変更の認定の申請）

第三条 福島県知事は、法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の規定により認定福島復興再生計画（法第八条第一項に規定する認定福島復興再生計画をいう。次号において同じ。）の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第二による申請書に、第一条各号に掲げる図書のうち当該認定福島復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

（法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第四条 法第七条の二第一項において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、認定福島復興再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認めるものとする。

（公共施設等の機能を回復するための事業）

第五条 法第十七条第一項の復興庁令で定める事業は、次に掲げる施設について、点検、清掃、軽微な修理及び修繕その他当該施設の機能を回復するために必要な行為として内閣総理大臣が定めるものを行う事業とする。

- 一 道路、河川、水道施設、公共下水道施設その他の公共の用に供する施設
- 二 教育施設、医療施設、購買施設その他の公益的施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要なもの
- 三 その他内閣総理大臣が定める公益的施設

（生活環境整備事業の実施の方法等）

第六条 法第十七条第一項又は第十七条の十六第六項の申請をしようとする者は、別記様式第三による要請書に参考となる事項を記載した書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。次項において同じ。）でない者が前項の申請をしようとするときは、当該要請に係る施設が所在する市町村の長を経由するものとする。

3 内閣総理大臣は、生活環境整備事業（法第十七条第一項に規定する生活環境整備事業をいう。次項において同じ。）の実施について、必要があると認めるときは、関係する地方公共団体に対し協力を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、生活環境整備事業の実施の手続その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定の申請）

第七条 法第十七条の二第一項に規定する特定避難指示区域都市町村（以下「特定避難指示区域都市町村」という。）の長は、同項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記様式第四による申請書その他の同条第二項各号に掲げる事項を明らかにする書類に、次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

一 特定復興再生拠点区域（法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。以下この号及び次号において同じ。）に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び特定復興再生拠点区域を表示した付近見取図

二 特定復興再生拠点区域が法第十七条の二第一項各号に掲げる条件のいずれにも該当するものであることを示す書類

三 特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下この条及び第十條において同じ。）の工程表及びその内容を説明した文書

四 法第十七条の二第三項の規定により特定避難指示区域都市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載している場合にあつては、同

条第四項に規定する同意を得たことを証する書類

五 法第十七条の二第五項の規定による福島県知事との協議の結果

六 法第十七条の四第一項の提案を踏まえた特定復興再生拠点区域復興再生計画についての法第十七条の二第一項の規定による認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更の認定の申請）

第八条 特定避難指示区域都市町村の長は、法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項の規定により認定特定復興再生拠点区域復興再生計画（法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。次号において同じ。）の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第五による申請書に、前条各号に掲げる図書のうち当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出するものとする。

（法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更）

第九条 法第十七条の三において読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事項の実施期間に影響を与えない場合における当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更

（特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成等の提案）

第十条 法第十七条の四第一項の規定により特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成又は変更の提案を行うおとする帰還・移住等環境整備推進法人（法第四十八条の十四第一項の規定によ

り指定する帰還・移住等環境整備推進法人をい  
う。第十九条において同じ。）は、名称及び主  
たる事務所の所在地を記載した提案書に特定復  
興再生拠点区域復興再生計画の素案を添えて、  
特定避難指示区域市町村の長に提出しなければ  
ならない。

（法第十八条第一項の復興庁令で定める事業）  
**第十一条** 法第十八条第一項の復興庁令で定める  
事業は、次に掲げるものとする。

- 一 相当数の避難解除区域（法第四条第四号に  
規定する避難解除区域をいう。第三号におい  
て同じ。）の住民等を継続して雇用する事業
- 二 先導的な施策に係る事業、地域資源を活用  
した事業等避難解除等区域（法第十八条第一  
項に規定する避難解除等区域をいう。）の地  
域経済の活性化に資する事業
- 三 避難解除区域の住民等が日常生活を営む上  
で必要な商品の販売又は役務の提供に関する  
事業
- 四 原子力災害（法第四条第三号に規定する原  
子力災害をいう。第十四条において同じ。）  
により被害を受けた施設等の復旧及び復興に  
資する事業

（避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の  
認定の申請）  
**第十二条** 法第二十条第一項の規定による認定の  
申請をする個人事業者又は法人（以下この項及  
び次項において「申請者」という。）は、避難  
解除等区域復興再生推進事業実施計画（同条第  
一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事  
業実施計画をいう。以下この条において同じ。）  
その他の事項について記載した別記様式第六に  
よる申請書に次に掲げる書類を添えて、これら  
を福島県知事に提出するものとする。

- 一 申請者が個人事業者である場合において  
は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの  
二 申請者が法人である場合においては、定款  
及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの  
三 法第二十条第三項各号に掲げる基準に適合  
する旨の別記様式第七による宣言書
- 四 申請者が法第二十五条の規定の適用を受け  
ようとする場合においては、次に掲げる書類  
イ 避難指示（法第四条第四号に規定する避  
難指示をいう。以下この条及び次条第三項  
において同じ。）であつて法第四条第四号  
口又はハに掲げる指示であるもの対象とな  
つた区域内に平成二十三年三月十一日に

おいて本店又は主たる事業所が所在してい  
たことを証明する書類  
ロ 避難解除等区域復興再生推進事業実施計  
画に記載されている避難解除等区域復興再  
生推進事業（法第十八条第一項に規定する  
避難解除等区域復興再生推進事業をいう。  
以下この条及び次条第二項において同じ。）  
の用に供する施設又は設備の新設、増設、  
更新又は修繕（以下この号において「施設  
の新設等」という。）に関する次に掲げる  
事項の内容が確認できるもの

- (1) 施設の新設等をする予定地（以下この  
条及び次条第三項において「事業予定  
地」という。）
- (2) 施設の新設等に要する費用の支出に充  
てるための積立金の総額及び積立期間  
五 前四号に掲げられたもののほか、その他参考と  
なる事項を記載した書類

法第二十五条の規定の適用を受けようとする  
申請者は、事業予定地に係る避難指示の全てが  
解除された日から起算して三年を経過する日ま  
での間に前項の申請書及び添付書類を福島県知  
事に提出するものとする。

3 第一項の申請に係る避難解除等区域復興再生  
推進事業実施計画の実施期間は、五年を超えな  
いものとする。

4 認定事業者（法第二十条第四項に規定する認  
定事業者をいう。以下この条及び次条におい  
て同じ。）である法人については合併又は分割があ  
つたときは、認定避難解除等区域復興再生推進  
事業実施計画（同項に規定する認定避難解除等  
区域復興再生推進事業実施計画をいう。第六項  
において同じ。）に係る避難解除等区域復興再  
生推進事業の全部を承継した法人に係る同条第  
二項第二号に規定する実施期間は、同条第三項  
各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除  
き、合併又は分割の前と同項の規定による認定  
を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施  
計画の実施期間とする。

5 第一項第四号ロ（二）の添付書類に記載する  
同号ロ（二）に規定する積立金の積立期間は三  
年を超えないものとするともに、その末日は  
事業予定地に係る避難指示の全てが解除された  
日から起算して五年を経過する日以前とするも  
のとする。

6 認定事業者について相続、合併又は分割が  
あつたときは、認定避難解除等区域復興再生推  
進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生  
推進事業の相続人又は当該事業の全部を承継し  
た法人（避難指示であつて法第四条第四号ロ又  
ハに掲げる指示であるもの対象となつた区  
域内に平成二十三年三月十一日において本店又  
は主たる事業所が所在していた者に限る。）に  
係る前項の積立金の積立期間は、法第二十条第  
三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合  
を除き、相続、合併又は分割の前と同項の規定  
による認定を受けた避難解除等区域復興再生推  
進事業実施計画に基づく積立金の積立期間とす  
る。

（認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計  
画の変更の認定の申請）  
**第十三条** 認定避難解除等区域復興再生推進事業  
実施計画（同条第六項に規定する認定避難解除  
等区域復興再生推進事業実施計画をいう。以下  
この条において同じ。）の変更の認定を受けよ  
うとする認定事業者は、当該変更の内容その他  
の事項について記載した別記様式第八による申  
請書に前条第一項各号に掲げる書類のうち当該  
認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画  
の変更に伴いその内容が変更されるものを添え  
て、これらを福島県知事に提出するものとし  
る。

2 認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生  
推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興  
再生推進事業を実施した後であつても、前項の  
申請において法第二十条第二項第二号に規定す  
る実施期間に変更があつた場合には、当該実施  
期間の初日から起算して五年を超えない範囲内  
で変更することができる。

3 認定事業者は、認定避難解除等区域復興再生  
推進事業実施計画に従つて積立金を積み立てた  
後であつても、第一項の申請において前条第一  
項第四号ロ（二）に規定する積立金の積立期間  
に変更があつた場合には、同号ロ（二）に規定  
する積立金の積立期間を、当該積立期間の初日  
から起算して三年を超えない範囲内で変更する  
ことができる。ただし、その末日は事業予定地  
に係る避難指示の全てが解除された日から起算  
して五年を経過する日以前とするものとする。

4 前条第四項及び第六項の規定は、認定避難解  
除等区域復興再生推進事業実施計画の変更の認  
定を受けた認定事業者について準用する。  
（法第二十四条の復興庁令で定める労働者）  
**第十四条** 法第二十四条の復興庁令で定める労働  
者は、原子力災害の被災者である労働者（以下  
「被災労働者」という。）とする。

（特定市町村）  
**第十五条** 法第三十三条第一項の復興庁令で定め  
る福島市の市町村は、福島市、郡山市、いわき  
市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊  
達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石  
町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹  
町、棚倉町、矢祭町、瑞町、鮫川村、石川町、  
玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小  
野町及び新地町とする。  
（住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を  
図るための事業）  
**第十六条** 法第三十三条第二項第二号トの復興庁  
令で定める事業は、次に掲げるものとする。た  
だし、第四号から第六号までに掲げる事業に  
あつては、特定避難勧奨地点の設定の対象と  
なつた区域（伊達市の区域内に存するものに限  
る。以下この条において同じ。）又はこれらの  
事業の実施に当たり特定避難勧奨地点の設定の  
対象となつた区域と密接不可分と認められる周  
辺の区域において実施されるものに限る。

- 一 個人線量管理・線量低減活動支援事業
- 二 相談員育成・配置事業
- 三 農山村地域復興基盤総合整備事業のうち農  
業水利施設等保全再生事業（内閣総理大臣が  
定めるものに限る。）
- 四 生活環境向上支援事業
- 五 水道施設整備事業
- 六 放射線測定装置・機器等整備支援事業

**第十七条** 法第三十三条第二項第二号チの復興庁  
令で定める事業は、移住等（法第七条第三項第  
四号に規定する移住等をいう。）の促進に資す  
るための事業であつて、次に掲げるものとし  
る。

- 一 避難指示・解除区域（法第二十七条に規定  
する避難指示・解除区域をいう。以下この条  
において同じ。）の復興及び再生の推進に寄  
与する人材の確保又は起業を志望する者に対  
する支援のための事業
- 二 避難指示・解除区域における雇用機会の増  
大その他の地域経済の活性化に資する事業
- 三 避難指示・解除区域へ移住しようとする者  
又はした者の良好な生活環境の確保に関する  
事業
- 四 避難指示・解除区域市町村（法第三十三条  
第一項に規定する避難指示・解除区域市町村

をいう。第十九条において同じ。）又は福島県の体制整備に関する事業

五 避難指示・解除区域の復興及び再生を図るための広報活動を行う事業

六 その他内閣総理大臣が定める事業（住民の帰還及び移住等の促進を図るための環境を整備するために必要な事業）

第十八条 法第三十三条第二号の復興庁令で定める事業は、次に掲げるもの（第六号及び第七号に掲げる事業にあつては、避難解除区域等（法第十八条第二号に規定する避難解除区域等）をいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）において実施されるものに限る。）とする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

二 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第二号に規定する定住等及び地域間交流の促進に関する事業

三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（第七号において「都市公園」という。）の新設又は改築に関する事業

四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

五 法第三十三条第二号イからへまでに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

六 次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるものの整備に関する事業  
イ 特定公益的施設（法第三十二条第一項に規定する特定公益的施設をいう。） 駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設及び案内施設  
ロ 特定公共施設（法第三十二条第一項に規定する特定公共施設をいう。） 道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）、公園（都市公園に該当するものを除く。）、広場及び緑地（都市公園に該当するものを除く。）

七 帰還する住民の生活及び地域経済の再建のため、面積がおおむね五百平方メートル以上の土地を適正な形状、面積等を備えた一団の土地とする事業

八 その他内閣総理大臣が定める事業

2 帰還・移住等環境整備事業計画（法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画をいう。以下同じ。）に前項第六号又は第七号に掲げる事業に関する事項を記載する場合には、併せて、当該事業の実施区域を記載するものとする。

第十九条 法第三十三条の二第一項の規定により帰還・移住等環境整備事業計画の作成又は変更の提案を行うとする帰還・移住等環境整備推進法人は、名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に帰還・移住等環境整備事業計画の素案を添えて、避難指示・解除区域市町村の長に提出しなければならない。

第二十条 内閣総理大臣は、避難指示・解除区域市町村等（法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等をいう。以下同じ。）から、同項の規定により帰還・移住等環境整備事業計画の提出を受けた場合は、帰還・移住等環境整備交付金（同条第三項に規定する帰還・移住等環境整備交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、帰還環境整備交付金交付担当大臣と協議するものとする。

第二十一条 帰還・移住等環境整備交付金の交付の事務は、帰還・移住等環境整備交付金事業等（法第三十四条第一項に規定する帰還・移住等環境整備交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。第三十条第一項において同じ。）（次項及び第三項において「帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2 避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣に交付の申請書

その他の帰還・移住等環境整備交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 帰還・移住等環境整備交付金交付担当大臣は、避難指示・解除区域市町村等にそれぞれ帰還・移住等環境整備交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、帰還・移住等環境整備交付金の交付の対象となる事業又は事務、帰還・移住等環境整備交付金の交付の手続、帰還・移住等環境整備交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

第二十二条 避難指示・解除区域市町村等は、法第三十四条第一項の規定により提出された帰還・移住等環境整備事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 避難指示・解除区域市町村等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

第二十三条 確認（法第三十六条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これら福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の写しその他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明するものことができる書類  
二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書その他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類  
三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 福島県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原

則として一月以内に、確認に関する処分を行うものとする。

3 福島県知事は、確認をしたときは、申請者に対して、別記様式第十による確認書を交付するものとする。

4 福島県知事は、確認をすることができないときは、申請者に対して、別記様式第十一によるその旨及びその理由を通知するものとする。

5 確認を受けた個人事業者又は法人は、第一項の申請書の記載事項の内容に変更があった場合には、遅滞なく、その旨を福島県知事に届け出なければならない。

6 福島県知事は、確認を受けた個人事業者又は法人については、偽りその他の不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すものとする。

7 福島県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、別記様式第十二により当該確認を受けていた個人事業者又は法人にその旨を通知するものとする。

8 福島県知事は、確認をした場合には、その旨、当該確認の日付及び当該確認を受けた個人事業者の氏名又は法人の名称を公示するものとする。公示した事項につき変更があった場合又は確認を取り消した場合も、同様とする。

9 福島県知事は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第二十四条 確認（法第三十七条に規定する確認をいう。以下この条において同じ。）を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十三による申請書に次に掲げる書類を添えて、これら福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の写しその他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類  
二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書その他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

2 福島県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 申請者の申請については、当該申請者が被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等（当該区域が避難解除区域等となつた日という。第四項において同じ。）以後に行うものとする。

3 前条第二項から第九項までの規定は、第一項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第四項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第七項中「別記様式第十二」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4 確認を受けた個人事業者又は法人が、当該確認を受け被災労働者を雇用する事業所の所在地を含む区域の避難解除日等以後新たに避難解除区域等となつた区域に当該事業所を移転し、若しくは新たに被災労働者を雇用する事業所を設置し、又は当該区域内に現に存する事業所において被災労働者を雇用する場合は、別記様式第十七による届出書に必要な書類を添えて、福島県知事に届け出ることができる。

5 前項の個人事業者又は法人については、福島県知事が前項の規定による届出を受けたときは、その時点において、新たに避難解除区域等となつた区域に係る確認を受けたものとする。

6 前条第三項、第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において同条第三項中「第一項」とあるのは、「第二十四条第一項」と読み替えるものとする。

（法第三十七条の復興庁令で定める労働者）

第二十五条 法第三十七条の復興庁令で定める労働者は、被災労働者とする。

（法第三十八条の規定による福島県知事の確認の申請手続等）

第二十六条 確認（法第三十八条に規定する確認をいう。）を受けようとする個人事業者又は法人（以下この条において「申請者」という。）は、平成二十三年三月十一日における当該申請者の事業所の所在地その他の事項について記載した別記様式第十八による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合において

は、住民票の写しその他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書その他の平成二十三年三月十一日における事業所の所在地を証明することができる書類

三 前二号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

第二十三条第二項から第九項までの規定は、前項の確認について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第四項中「別記様式第十一」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第七項中「別記様式第十二」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

（生活の拠点を形成するために必要な事業）

第二十七条 法第四十五条第二項第三号ハの復興庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 文化財保護法第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

二 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

三 下水道法第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

四 道路法第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業

五 法第四十五条第二項第二号に掲げる事業、同項第三号イ及びロに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

六 その他内閣総理大臣が定める事業

（生活拠点形成事業計画の添付書類）

第二十八条 法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画（法第四十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画をいう。次条第一項及び第三十一条第一項において同じ。）を提出しようとする福島県等（法第四十六条第一項に規定する福島県等をいう。以下同じ。）は、当該生活拠点形成事業計画に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 避難元市町村（法第四十四条第一項に規定する避難元市町村をいう。次号において同じ。）の住民の避難の状況を示す書類

二 避難先市町村（法第四十五条第一項に規定する避難先市町村をいう。）が法第四十五条第二項第二号に規定する公営住宅の整備又は管理に関する事業を実施しようとする場合において、避難元市町村の同意を得たことを証する書類

（生活拠点形成交付金の配分計画の作成）

第二十九条 内閣総理大臣は、福島県等から、法第四十六条第一項の規定により生活拠点形成事業計画の提出を受けた場合は、生活拠点形成交付金（同条第三項に規定する生活拠点形成交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する生活拠点形成交付金交付金交付大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する生活拠点形成交付金交付大臣と協議するものとする。

（生活拠点形成交付金の交付の方法等）

第三十条 生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「生活拠点形成交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2 福島県等は、生活拠点形成交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 生活拠点形成交付金交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付の対象となる事業又は事務、生活拠点形成交付金の交付の手続、生活拠点形成交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第三十一条 福島県等は、法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 福島県等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

（地熱資源開発事業に係る記載事項）

第三十二条 法第六十七条第二項第三号の復興庁令で定める事項は、内容及び実施主体とする（法第六十七条第六項の復興庁令で定める軽微な変更）

第三十三条 法第六十七条第六項の復興庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの

二 法第六十八条第一項及び第六十九条第一項の規定による地熱資源開発事業に係る記載事項の追加又は変更であつて、地熱資源開発事業の趣旨の変更を伴わないもの

三 前二号に掲げるもののほか、地熱資源開発計画（法第六十七条第一項に規定する地熱資源開発計画をいう。）の趣旨の変更を伴わないもの

（法第七十四条第一項の復興庁令で定める事業分野）

第三十四条 法第七十四条第一項の復興庁令で定める事業分野は、次に掲げるものとする。

一 農林水産物の生産、加工、流通及び販売等に関する事業

二 観光旅客の来訪及び滞在の促進その他の福島（法第四十四条第一号に規定する福島をいう。）における観光の振興に資する事業

（法第七十五条の二の指定事業者の要件）

第三十五条 法第七十五条の二の復興庁令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定（法第七十五条の二に規定する指定をいう。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。）に係る特定事業活動（法第七十四条第一項に規定する特定事業活動をいう。以下同じ。）を行うことについての適正かつ確実な計画（以下この条及び第三十八条第一項において「特定事業活動指定事業者事業実施計画」という。）を有すると認められること。

二 特定事業活動指定事業者事業実施計画が提出特定事業活動振興計画（法第七十五条第一項に規定する提出特定事業活動振興計画をいう。）に適合するものであること。

三 特定事業活動指定事業者事業実施計画の内容が、指定に係る特定事業活動に関する収益の増加又は費用の減少に寄与するものであると認められること。

四 指定に係る特定事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

（生活拠点形成交付金の交付の方法等）

第三十条 生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「生活拠点形成交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2 福島県等は、生活拠点形成交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 生活拠点形成交付金交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付の対象となる事業又は事務、生活拠点形成交付金の交付の手続、生活拠点形成交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第三十一条 福島県等は、法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 福島県等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

（生活拠点形成交付金の交付の方法等）

第三十条 生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「生活拠点形成交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2 福島県等は、生活拠点形成交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 生活拠点形成交付金交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付の対象となる事業又は事務、生活拠点形成交付金の交付の手続、生活拠点形成交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第三十一条 福島県等は、法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 福島県等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

（生活拠点形成交付金の交付の方法等）

第三十条 生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「生活拠点形成交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2 福島県等は、生活拠点形成交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 生活拠点形成交付金交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付の対象となる事業又は事務、生活拠点形成交付金の交付の手続、生活拠点形成交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第三十一条 福島県等は、法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 福島県等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

（生活拠点形成交付金の交付の方法等）

第三十条 生活拠点形成交付金の交付の事務は、生活拠点形成交付金事業等（法第四十六条第一項に規定する生活拠点形成交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「生活拠点形成交付金交付担当大臣」という。）が行う。

2 福島県等は、生活拠点形成交付金交付担当大臣に交付の申請書その他の生活拠点形成交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3 生活拠点形成交付金交付担当大臣は、福島県等にそれぞれ生活拠点形成交付金を交付するものとする。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、生活拠点形成交付金の交付の対象となる事業又は事務、生活拠点形成交付金の交付の手続、生活拠点形成交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（生活拠点形成事業計画の実績に関する評価）

第三十一条 福島県等は、法第四十六条第一項の規定により提出された生活拠点形成事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2 福島県等は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

五 指定に係る特定事業活動を安定して行うために必要な経済的基礎を有すること。  
(法第七十五条の二の復興庁令で定める減価償却資産)

第三十六条 法第七十五条の二の復興庁令で定める減価償却資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第一の上欄に掲げる器具及び備品のうち指定に係る特定事業活動の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該特定事業活動の用に供することを直接の目的とするものとする。

第三十七條 (報告書の提出時期及び手続)

一 前年度の指定に係る特定事業活動の実施状況  
二 前年度の収支決算  
三 前年度の指定に係る特定事業活動の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備、構築物並びに前条に規定する減価償却資産の取得等に関する実績  
四 前年度の指定に係る特定事業活動の実施に伴う法第七十五条の三第一号及び第二号に規定する労働者の雇用に関する実績

二 前年度の指定に係る特定事業活動の実施に關し、必要があると認めるときは、指定事業者(法第七十五条の二に規定する指定事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることが出来る。

三 福島県知事は、前項の実施状況報告書に關し、必要があると認めるときは、指定事業者(法第七十五条の二に規定する指定事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることが出来る。

四 福島県知事は、第一項及び前項の実施状況報告書に關し、指定に係る特定事業活動を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定事業者に対して、別記様式第二十三による当該事業活動を適切に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

四 福島県知事は、前項の認定をしないときは、指定事業者に対して、別記様式第二十四によりその旨及び理由を通知するものとする。  
(法第七十五条の四第四項の規定による指定事業者の指定の申請手続等)  
第三十八條 指定を受けようとする個人事業者又は法人(以下この条において「申請者」とい

う。)は、特定事業活動指定事業者事業実施計画その他の事項について記載した別記様式第二十五による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの  
二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの  
三 第三十五条各号に掲げる指定事業者の要件に該当する旨の別記様式第二十六による宣言書

四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類  
福島県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、同項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、指定に関する処分を行うものとする。

福島県知事は、指定をしたときは、申請者に対して、別記様式第二十七による指定書を交付するものとする。  
福島県知事は、指定をしないこととしたときは、申請者に対して、別記様式第二十八によりその旨及びその理由を通知するものとする。

福島県知事は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して六年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。

指定事業者である法人について合併又は分割があつたときは、指定に係る特定事業活動の全部を承継した法人に係る前項の有効期間の満了の日は、第三十五条各号に掲げる要件を欠くに至つた場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定により付された当該指定の有効期間の満了の日(当該合併又は分割の当事者である法人のうち指定事業者が二以上ある場合においてはこの満了の日のうち最も早い日)とする。

指定事業者は、第一項の申請書に係る記載事項又は同項各号に掲げる書類の内容に変更があつた場合は、遅滞なく、その旨を福島県知事に届け出なければならない。この場合において、指定事業者は、当該変更後の別記様式第二十五による申請書及び同項各号に掲げる書類に、当該変更の内容が分かる書類を添えて、これらを福島県知事に提出しなければならない。  
福島県知事は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において

第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があつた場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によつて付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して六年を超えない範囲内で変更することができる。

福島県知事は、法第七十五条の四第二項の規定により指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けたものに対して書面で通知するものとする。  
福島県知事は、指定をした場合には、その旨を公示するものとする。公示した事項につき変更があつた場合又は指定を取り消した場合も、同様とする。

福島県知事は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

福島県知事は、必要があると認めるときは、指定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることが出来る。  
(法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業)

法第八十四条第一項の復興庁令で定める事業は、法第七十五条の二に規定する廃炉等、ロボット、農林水産業その他の復興庁令で定める分野のいずれかに該当する事業であつて、次に掲げるものとする。

一 新たな製品若しくは新技術の研究開発の推進又はその成果の活用に資する事業  
二 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発若しくは生産又は新業務の開発若しくは提供に關する事業  
三 先進的な技術の活用又は既存の技術の改良若しくは高度化による新商品の開発若しくは生産又は新業務の開発若しくは提供に關する事業

(新産業創出等推進事業実施計画の認定の申請)  
第四十條 法第八十五条の二第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人(以下この項及び次項において「申請者」という。)は、新産業創出等推進事業実施計画(同項に規定する新産業創出等推進事業実施計画をいう。第三項及び第四項において同じ。)その他の事項について記載した別記様式第二十九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

一 申請者が個人事業者である場合においては、住民票の抄本又はこれに準ずるもの  
二 申請者が法人である場合においては、定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの  
三 法第八十五条の二第三項各号に掲げる基準に適合する旨の別記様式第三十による宣言書  
四 前三号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類  
前項の申請に係る新産業創出等推進事業実施計画の実施期間は、五年を超えないものとする。

認定事業者(法第八十五条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。)である法人について合併又は分割があつたときは、認定新産業創出等推進事業実施計画(同項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画をいう。以下この項において同じ。)に係る新産業創出等推進事業の全部を承継した法人に係る同条第二項第二号に規定する実施期間は、同条第三項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合を除き、合併又は分割の前に同項の規定による認定を受けた新産業創出等推進事業実施計画の実施期間とする。

(認定新産業創出等推進事業実施計画の変更の認定の申請)  
第四十一條 法第八十五条の二第四項の規定により認定新産業創出等推進事業実施計画(同条第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画をいう。以下同じ。)の変更の認定を受けようとする認定事業者は、当該変更の内容その他の事項について記載した別記様式第三十一による申請書に前条第一項各号に掲げる書類のうち当該認定新産業創出等推進事業実施計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを福島県知事に提出するものとする。

認定事業者は、認定新産業創出等推進事業実施計画に従つて新産業創出等推進事業を実施した後であっても、前項の申請において法第八十五条の二第二項第二号に規定する実施期間に変更があつた場合には、当該実施期間の初日から起算して五年を超えない範囲内で変更することが出来る。

前条第三項の規定は、認定新産業創出等推進事業実施計画の変更の認定を受けた認定事業者について準用する。  
第四十二條 法第八十五条の四の規定により報告

を求められた認定事業者は、福島県知事から、



認定新産業創出等推進事業実施計画の実施状況に関し、報告を求められたときは、報告書を提出しなければならぬ。

2 福島県知事は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(法第八十五条の五の復興庁令で定める減価償却資産)

**第四十三条** 法第八十五条の五の復興庁令で定める減価償却資産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一の上欄に掲げる器具及び備品のうち、認定新産業創出等推進事業実施計画に係る新産業創出等推進事業の実施のために必要不可欠なものであり、かつ、当該新産業創出等推進事業の用に供することを直接の目的とするものとする。

(法第八十五条の七の復興庁令で定める労働者)

**第四十四条** 法第八十五条の七の復興庁令で定める労働者は、次に掲げる者とする。

- 一 被災労働者
- 二 次に掲げる者(前号に掲げる者を除く。)
  - イ 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域(法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域をいう。以下「区域」という。)内に所在する事業所に雇用されていた者
  - ロ 平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者
- 三 認定事業者の事業所において雇用する労働者のうち、次に掲げる者(前二号に掲げる者を除く。)
  - イ 当該事業所において令和三年四月一日以後に雇用された労働者のうち、新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者
  - ロ 当該事業所において令和三年四月一日前に雇用された労働者のうち、同日以後において新たに新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者

**附則** この庁令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二四年五月二九日復興庁令第四号)

この庁令は、法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年五月三十日)から施行する。

**附則** (平成二五年五月一〇日復興庁令第三号)

この庁令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成二七年五月七日復興庁令第三号)

(施行期日)

**第一条** この庁令は、公布の日から施行する。(経過措置)

**第二条** 福島復興再生特別措置法(以下この条において「法」という。)第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人(この庁令の施行の日において避難指示(法第四十四条第四号に規定する避難指示をいう。以下「避難指示」という。)が解除された日から起算して三年以上を経過した土地において避難解除等区域復興再生推進事業(法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業をいう。)の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕をしようとするものであって、法第二十五条の規定の適用を受けようとするものに限る。次項において「特定申請者」という。)は、第四条第二項の規定にかかわらず、この庁令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、同条第一項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出することができる。

2 前項の規定により特定申請者が第四条第一項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出する場合における同項第四号ロ(2)の添付書類に記載する同号ロ(2)に規定する積立金の積立期間の末日は、同条第四項の規定にかかわらず、当該特定申請者が法第二十条第三項の認定を受けることとなる日から起算して三年を経過する日以前とするものとする。

**附則** (平成二九年五月一九日復興庁令第二号)

この庁令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成三一年一月三一日復興庁令第一号)

**附則** (令和二年二月二五日復興庁令第一号)

(施行期日)

**第一条** この庁令は、公布の日から施行する。(経過措置)

**第二条** この庁令の施行の際現にあるこの庁令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この庁令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この庁令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附則** (令和三年三月三一日復興庁令第一号)

(施行期日)

**第一条** この庁令は、令和三年四月一日から施行する。

(指定事業者の指定の申請手続等に係る特例)

**第二条** この庁令の施行の日(以下この条において「施行日」という。)前に復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十六号。以下この条において「復興庁設置法等改正法」という。)第二条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法(以下この条において「旧復興特別区域法」という。)第四条第一項に規定する復興推進計画(その全部又は一部の区域が岩手県、宮城県又は福島県の区域である同項に規定する特定地方公共団体により作成されたもの(単独で作成されたものにあつては、岩手県又は仙台市により作成されたものに限る。))に限る。以下この条において「旧復興推進計画」という。)に基づく旧復興特別区域法第三十七条第一項の指定(以下この項において「旧指定」という。))を受けた個人事業者又は法人が、当該旧復興推進計画を作成した旧復興特別区域法第四十一条に規定する特定地方公共団体のうち復興庁設置法等改正法第二条の規定による改正後の東日本大震災復興特別区域法(以下この条において「新復興特別区域法」という。)第四条第一項に規定する特定地方公共団体に相当するものが作成する同項に規定する復興推進計画に基づく新復興特別区域法第三十七条第一項の指定を受けることができる。この場合、当該復興推進計画は、当該復興推進計画に規定する復興推進計画(その全部又は一部の区域が岩手県、宮城県又は福島県の区域である同項に規定する特定地方公共団体により作成されたもの(単独で作成されたものにあつては、岩手県又は仙台市により作成されたものに限る。))に限る。以下この条において「復興推進計画」という。)

2 施行日前に旧復興推進計画に基づく旧復興特別区域法第三十九条第一項の指定(以下この項において「旧指定」という。))を受けた個人事業者又は法人が、当該旧復興推進計画を作成した旧復興特別区域法第四十一条に規定する特定地方公共団体のうち新復興特別区域法第四十一条に規定する特定地方公共団体に相当するものが作成する同項に規定する復興推進計画に基づく新復興特別区域法第三十九条第一項の指定を受けることができる。この場合、当該復興推進計画は、当該復興推進計画に規定する復興推進計画(その全部又は一部の区域が岩手県、宮城県又は福島県の区域である同項に規定する特定地方公共団体により作成されたもの(単独で作成されたものにあつては、岩手県又は仙台市により作成されたものに限る。))に限る。以下この条において「復興推進計画」という。)

大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令(令和三年復興庁令第一号)附則第二条第一項に規定する旧復興推進計画(第八項において「旧復興推進計画」という。))に基づく指定の日」と、同条第八項中「第三項の規定による指定の日」とあるのは「旧復興推進計画に基づく指定の日」とする。

**別記様式第1(第1条関係)**  
**別記様式第2(第3条関係)**  
**別記様式第3(第6条関係)**  
**別記様式第4(第7条関係)**  
**別記様式第5(第8条関係)**

この庁令は、公布の日から施行する。

大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令(令和三年復興庁令第一号)附則第二条第一項に規定する旧復興推進計画(第八項において「旧復興推進計画」という。))に基づく指定の日」と、同条第八項中「第三項の規定による指定の日」とあるのは「旧復興推進計画に基づく指定の日」とする。

2 施行日前に旧復興推進計画に基づく旧復興特別区域法第三十九条第一項の指定(以下この項において「旧指定」という。))を受けた個人事業者又は法人が、当該旧復興推進計画を作成した旧復興特別区域法第四十一条に規定する特定地方公共団体のうち新復興特別区域法第四十一条に規定する特定地方公共団体に相当するものが作成する同項に規定する復興推進計画に基づく新復興特別区域法第三十九条第一項の指定を受けることができる。この場合、当該復興推進計画は、当該復興推進計画に規定する復興推進計画(その全部又は一部の区域が岩手県、宮城県又は福島県の区域である同項に規定する特定地方公共団体により作成されたもの(単独で作成されたものにあつては、岩手県又は仙台市により作成されたものに限る。))に限る。以下この条において「復興推進計画」という。)

大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令(令和三年復興庁令第一号)附則第二条第一項に規定する旧復興推進計画(第八項において「旧復興推進計画」という。))に基づく指定の日」と、同条第八項中「第三項の規定による指定の日」とあるのは「旧復興推進計画に基づく指定の日」とする。

**別記様式第1(第1条関係)**  
**別記様式第2(第3条関係)**  
**別記様式第3(第6条関係)**  
**別記様式第4(第7条関係)**  
**別記様式第5(第8条関係)**

この庁令は、公布の日から施行する。

別記様式第6 (第12条関係)  
(略)  
別記様式第7 (第12条関係)  
(略)  
別記様式第8 (第13条関係)  
(略)  
別記様式第9 (第23条関係)  
(略)  
別記様式第10 (第23条関係)  
(略)  
別記様式第11 (第23条関係)  
(略)  
別記様式第12 (第23条関係)  
(略)  
別記様式第13 (第24条関係)  
(略)  
別記様式第14 (第24条関係)  
(略)  
別記様式第15 (第24条関係)  
(略)  
別記様式第16 (第24条関係)  
(略)  
別記様式第17 (第24条関係)  
(略)  
別記様式第18 (第26条関係)  
(略)  
別記様式第19 (第26条関係)  
(略)  
別記様式第20 (第26条関係)  
(略)  
別記様式第21 (第26条関係)  
(略)  
別記様式第22 (第37条関係)  
(略)  
別記様式第23 (第37条関係)  
(略)  
別記様式第24 (第37条関係)  
(略)  
別記様式第25 (第38条関係)  
(略)  
別記様式第26 (第38条関係)  
(略)  
別記様式第27 (第38条関係)  
(略)  
別記様式第28 (第38条関係)  
(略)  
別記様式第29 (第40条関係)

別記様式第30 (第40条関係)  
(略)  
別記様式第31 (第41条関係)  
(略)